

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 第6回総会 議事録（案）

- 日時：平成25年6月16日（日）14:00～15:30
- 場所：沖縄大学2号館2-306教室
- 出席：23名、委任状：20名、議決行使権：13名
- 議長団：会長（中野義勝）、議長（八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、後藤亜樹）、事務局（沖縄県自然保護課 神谷大二郎）、運営委員会（沖縄県環境科学センター 山川英治）、司会（沖縄県自然保護課 多良間一弘）
- 議事録署名人：沖縄県自然保護課（富永千尋）、沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）  
有効会員数（規約第7条の規定による議決権を有する会員）78名中、20名の出席者及び20名の委任状と13名の議決行使権送付者、合計53名により、成立要件である会員の過半数39名を満たしたので総会が成立し、事務局より提出された議案を協議した。

### 1. 第1号議案：平成24年度活動報告

平成24年度に行った以下の6つの事業について事務局から説明され、内容について会員の承認を受けた。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第4回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）
- (3) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (4) 後援、共催、協賛
- (5) ホームページの維持管理
- (6) その他

サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業平成24年度採択団体伝達式・活動報告会

平成24年度活動計画に挙げていたサンゴ礁保全活動実践交流会、サンゴの日パネル展のパネル作成は実施できなかった。

## 2. 第2号議案 平成24年度収支決算報告

平成24年度の活動にかかる収支決算について、事務局から以下のように説明され、会員からの承認が得られた。また、監査役の衛生環境研究所より、規約14条第3項に基づき平成24年度の会計監査を実施し、関係帳簿及び預金通帳等を元に、適正に管理運営されていることを確認したことが報告された。

	平成24年度 収支予算	一般会計	サウジ アラムコ 基金	total
前年度繰越金	11,411,856	934,423	10,477,433	11,411,856
収入	190,000	122,563	57,443	180,006
支出	5,678,000	589,192	2,012,473	2,601,665
口座の移動	1,000,000	1,000,000	-1,000,000	-
次年度繰越金	5,923,856	1,467,794	7,522,403	8,990,197

● 収入	平成24年度 収支予算	一般会計	サウジ アラムコ 基金	total
1) 寄付	100,000	100,000	0	100,000
2) 助成金	90,000	22,427	-	22,427
3) その他		0	55,870	55,870
4) 預金利息		136	1,573	1,709
5) 口座の移動	1,000,000	1,000,000	0	-
6) 前年度繰越金	11,411,856	934,423	10,477,433	11,411,856
	<b>収入合計</b>			<b>11,591,862</b>

● 支出	平成24年度 収支予算	一般会計	サウジ アラムコ 基金	total
1) 活動費	214,000	26,552	4,410	30,962
2) 会議費	50,000	0	-	-
3) 旅費	500,000	146,900	-	146,900
4) 通信費	4,000	10,200	-	10,200
5) 雑費	10,000	2,340	-	2,340
6) 委託費	500,000	403,200	-	403,200
7) 協賛金	-	0	-	-
8) 助成金	4,400,000	0	2,008,063	2,008,063
9) 口座の移動	1,000,000	0	-1,000,000	-
9) 次年度繰越金	5,923,856	1,467,794	7,522,403	8,990,197
	<b>支出合計</b>			<b>11,591,862</b>

### ・収入詳細

- 1) 寄付：民主党サンゴの党から寄付
- 2) 助成金：アジェンダ21 助成金
- 3) その他：牧野梓氏助成金返還

### ・支出詳細

- 1) 活動費：イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料
- 3) 旅費：理事会、審査会旅費

- 4) 通信費：会員への資料送付、イメージ展賞品送付
- 5) 雑費：アラムコ祝電、残高証明
- 6) 委託費：沖縄県環境科学センターへの事務委託費
- 7) 助成金：
  - 助成金支出内訳

平成 23 年度助成事業

	助成額	概算払	精算払い	合計
NPO法人読山原	400,000	200,000	158,063	358,063
NPO法人海洋情報技術センター	400,000	-	400,000	400,000
ニライ地区のサンゴを見守る会	600,000	300,000		
牧野梓氏	500,000	250,000	-55,870	194,130

「NPO 法人読山原」、「ニライ地区のサンゴを見守る会」の概算払は平成 23 年度に支払い。

平成 24 年度助成事業

	助成額	概算払	精算払い	合計
NPO法人 マングローブEEクラブ	700,000			
NPO法人 海の自然史研究所	800,000	400,000		
NPO法人INO	800,000	800,000		
谷口洋基	700,000	-	-	-

谷口洋基氏への助成は、谷口氏が辞退されたため、当該助成の支出はありません。

平成 25 年度支出予定

ニライ地区のサンゴを見守る会	300,000
NPO法人 マングローブEEクラブ	700,000
NPO法人 海の自然史研究所	400,000
合計	1,400,000

### 3. 第3号議案 平成 25 年度事業計画(案)

平成 25 年度事業計画について、事務局から以下の 8 つの活動計画が説明され、会員の承認が得られた。(3) のサンゴ礁保全活動交流会については、実施内容については未定だが、企画委員会と中心に計画・実施することとなった。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第 5 回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴの日パネル展
- (6) ホームページの維持管理
- (7) 後援、共催、協賛
- (8) その他活動に必要な事項

#### 4. 第4号議案 平成25年度収支予算(案)

平成25年4月1日～平成26年3月31日までの予算(案)が事務局から説明され、会員の承認が得られた。

	一般会計	サウジ アラムコ 基金	total
前年度繰越金	1,467,794	7,555,403	9,023,197
収入	200,000	-	200,000
支出	1,330,000	4,404,000	5,734,000
口座の移動	1,000,000	-1,000,000	-
次年度繰越金	1,337,794	2,151,403	3,489,197

● 収入	一般会計	サウジ アラムコ 基金	total
1) 寄付	100,000	-	100,000
2) その他助成金等	100,000	-	100,000
3) 口座の移動	1,000,000	-	-
4) 前年度繰越金	1,467,794	7,555,403	9,023,197
	収入合計		9,223,197

● 支出	一般会計	サウジ アラムコ 基金	total
1) 活動費	260,000	4,000	264,000
サンゴ礁コンテスト	(50,000)		
アジェンダ21会費	(5,000)		
環境フェア出展費用等	(5,000)		
サンゴ礁保全活動実践交流会	(200,000)		
2) 会議費	50,000		50,000
3) 旅費	500,000		500,000
事会旅費	(400,000)		
シンポジウム等旅費	(100,000)		
4) 通信費	10,000		10,000
5) 雑費	10,000		10,000
6) 委託費	500,000		500,000
事務委託費	(500,000)		
7) 協賛金			
8) 助成金		4,400,000	4,400,000
平成23年度助成事業		(300,000)	
平成24年度助成事業		(1,100,000)	
平成25年度助成事業		(3,000,000)	
9) 口座の移動		-1,000,000	
10) 次年度繰越金	1,337,794	2,151,403	3,489,197
	支出合計		9,223,197

## 5. 第5号議案 規約の改正

### 第5-1号議案 規約の改正（第12条）

今後の協議会の活性化と理事会・協議会の安定的かつスムーズな運営を実施するため、役員選出にかかる規約の見直しの提案がなされた。

改正前	改正後
(役員を選任) 第12条 役員は、会員の中から互選により選出する。	(役員を選任) 第12条 役員は、以下の方法で選出する。 (1) <u>会長は会員の中から互選により選出する。</u> (2) <u>副会長は会員の中から会長が指名する。</u> (3) <u>理事18名は会員の中から互選により選出する。</u> (4) <u>会長が特に必要と認めるときは、会員の中から2名以内の理事を指名することができる。</u> (5) <u>監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指命する。</u>

以下、会員からの質疑、提案、意見などに関しては○～、事務局からの説明、回答などに関しては●～、決定事項は → ～ で示す。

○改正後（役員を選任）（5）の「指命」の漢字が間違っている。

●改正後（役員を選任）（5）の「指命」は「指名」とする。

○改正後（役員を選任）について、監査役について「事務局長と同様に実務的な業務である」と書いているが、その理由を説明してほしい。通常、監査というのは業務監査と会計監査の二つがある。業務監査は役員が適切にと協議会を運営しているかをチェックする機能をもつため、理事会とは別にすべきである。また、なぜ監査役の指名をなぜ会長が行うのかについて説明してほしい。

●監査役は年に一度の会計監査を行う職務なので、現状では実務的な業務と言える。監査役は選挙で選出することになっており、離島または沖縄本島外の人を選出される場合もある。その場合、交通の便などの理由により、選出された方が辞退する可能性があり、その次点の人も辞退という状況がおこる場合がある。このような状況が生じる恐れがあるので、状況を一番把握している会長が監査役を指名するようにしたい。また、会長が指名したとしても、指名された監査役は総会の承認を得ることになる。そのため監査役の選出について協議会として妥当性の判断は確保できる。この選出方法は学会などで採用されている。この改正により協議会の運営が滞るようであればその時にまた規約を改正したい。

○会計監査は会計のみというのはどこに書いてあるのか。

●規約第14条3項に「監査役は協議会の業務および会計を監査しその結果を総会に報告する」となっている。

○（確認事項）議案書の第5-1号議案 規約の改正（第12条）についての、2行目、4行目で

は「任命」となっているが、改正後（役員の選任）の（５）では会長が指名となっている。どちらを修正すべきか。

● 2行目の「任命」を「指名」に変更。4行目の「任命」を「指名」に変更

○今回の規約の改正で「指名」にしたことで内容が成立するのか確認したい。役員を会長が指名するとあるが、指名した時点で選任されるのか。または会長が指名した後に総会で承認を得る必要があるのか。

●規約上、役員については総会で承認を得る必要がある。つまり、会長による指名や選挙での選出された役員は、総会で承認が必要となる。

○業務監査についても総会で報告したほうが良い。

● 報告するようにします。

●（監査役より）今年の総会で監査役が業務監査もすることになったので、今は試行錯誤しながらやっている。平成24年度の業務監査では「理事会の審議が規約等に則って実施しているか」「アラムコの実績報告等をチェックしているか」などを確認した。

その他意見等がなかったため、議長より議案の承認確認をおこなった。

→ 第5号議案 規約の改正について拍手にて承認を得た。

※ここで承認を得たが、後に異議がでたことから、再度、第5号議案の審議をすることとなる。

## **5. 第5号議案 規約の改正 2回目**

### **第5-1号議案 規約の改正（第12条） 2回目**

・第5号議案について、重要なことであるため拍手のみでなく再度表決をとって議決したほうがよいのではないかとという提案があり、第5号議案について審議することになった。

以下、会員からの質疑または提案、意見に関しては○～、事務局からの説明、回答などは●～、決定事項は → ～ で示す。

○第5-1号議案 規約の改正についてすべてが反対ではないので、改正後第12条について議案の一つ一つわけて議論してもよいと思う。

●本議案の進行は、まず議案の修正を認めるかについて議決する。可であれば修正した議案にて表決をとり、否であれば事務局から提案された議案を表決することになる。

次に会員から修正案の提案があった。提案のあった修正案は以下のとおりである。  
修正案：「（3）理事18名および監査役は会員の中か…」とし（5）を削除する。

改正前	改正後
（役員の選任） 第12条 役員は、会員の中から互選により選出する。	（役員の選任） 第12条 <u>役員は、以下の方法で選出する。</u> （1） <u>会長は会員の中から互選により選出する。</u>

	<p>(2) <u>副会長は会員の中から会長が指名する。</u></p> <p>(3) <u>理事 18 名および監査役は会員の中から互選により選出する。</u></p> <p>(4) <u>会長が特に必要と認めたときは、会員の中から 2 名以内の理事を指名することができる。</u></p>
--	--

○修正案の理由を教えてください。

○（提案した会員より説明）当協議会にはいろいろな目的をもって加入している人が多くいる。そのため、役員を選出については、慎重になる必要があると考える。

例えば同じ団体の多くの会員が選挙で当選すると、協議会がその団体の思いのままになってしまうのではないかと懸念がある。今は良いが今後何が起こるかかわからないので、規約だけでも予防線を張っておく必要があると思う。そのため、監査役については会の中で選ぶのが適切だと思う。

○第 5-1 号議案に関しては、学会等で類似の規約があるとのことであったが、協議会においては多様な団体が参加するので、リーダーに権限を集中させるような学会の規約を参考とするのは適当ではないと思う。NPO や民間団体の規約を参考とすべきだと考える。

●総会での議決を経るので、議決に関しては一定量を満たすと思う。

○（上記の意見に対して）指名は選挙と同等の権限があるので、よほどの事がなければ総会で否決されることはないと思う。そのため、一定量を満たすという考えは違うと思う。

○現状の規約で特段困った理由があったため改正案を提案したと思うがその理由を教えてください。

●役員は選挙で選ばれたが、その後断られた経緯がある。そのため、次点の方に対し事務局から依頼した。投票率が低いため、一票差または得票数が同じ場合が想定される。このような場合、協議会の役員がいつまでも決まらないという状態になり協議会の運営に支障がでるため、このような方法もあると思う。

○離島の方が役員に選出されとしても、今ではメールなどを活用し情報をやりとりできるのでさほど問題はないと考える。

・（議長よりの議決をとるか手続きに入る）

5 号議案議決の改正前または改正案の議決のいずれかを決める必要がある。

13 名の議決権行使書の提出があったが、総会では修正議案が提案されたため、総会出席者の表決により議決することにした。

※議決権行使書にて「総会出席者の議論を尊重し、会長、副会長の裁量により修正議案に対して総会中に議決されることを承認します」に同意しているため。

### **修正議案：第 5 号議案 規約の改正（第 5 号議案の議決について）**

第 5 号議案について、事務局から提出された事務局案を議案として議決するほうが良いか、または、会員から提案のあった修正議案について議決をとるほうが良いかについて議決する。

当初事務局から提出された議案にて議決をしたほうが良い方：11 名

修正後の議案で議決したほうが良い方：8 名

→ 総会出席者の過半数だったので、事務局から提出された議案にて議決をとることで決定した。

・ **修正議案 2：第 5 号議案 規約の改正（第 5 号議案の議決について）**

当初事務局から提出された議案にて表決をとった。

当初事務局から提出された議案について承認する方：14名

→ 総会出席者の過半数だったので、事務局から提出された議案について承認された。

○今回の議案の改正については、付帯的にかなり重要なことが提言されたので、議事録等で詳細に記録しておいたほうがよい。

最終的に承認された規約

改正前	改正後
<p>(役員の選任) 第 12 条 役員は、会員の中から互選により選出する。</p>	<p>(役員の選任) 第 12 条 役員は、以下の方法で選出する。 (1) <u>会長は会員の中から互選により選出する。</u> (2) <u>副会長は会員の中から会長が指名する。</u> (3) <u>理事 18 名は会員の中から互選により選出する。</u> (4) <u>会長が特に必要と認めたときは、会員の中から 2 名以内の理事を指名することができる。</u> (5) <u>監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。</u></p>

**第 6 号議案 その他**

**分科会の設置等今後の活動の活性化について**

以下の意見があげられた。

- ・それぞれの会員、理事が実施しているそれぞれ活動と協議会の活動が連携できるようにし協議会を活性化していきたい。
- ・八重山では「サンゴの日」として観光客誘致のためにいろいろやっている。沖縄本島でも「サンゴ礁ウィーク」などをつくって、期間中に多くの人がサンゴのことを考える機会を作りたい。そのために協議会のブランド力を使って広く周知等を行いたいので協力をお願いします。